

# 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会おかやま福祉互助制度規約

## (岡山県知的障害者福祉互助制度)

### 【目 的】

第1条 この制度は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会(以下岡山県手をつなぐ育成会という)定款第4条(8)項により、心身に障害のある人が、病気や傷害(ケガ)を原因として入院した際に要する諸費用や第三者に対する損害賠償責任を負った場合の賠償金等を給付することにより、加入者の相互扶助と障害のある人の福祉の充実を図ることを目的とする。

### 【名 称】

第2条 この制度の名称は、岡山県手をつなぐ育成会おかやま福祉互助制度(以下、「おかやま福祉互助制度」という)という。

### 【事務局】

第3条 この制度の事務局は、岡山県手をつなぐ育成会事務局内に置く。

### 【事 業】

第4条 この制度は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 付添介護保険金・差額ベッド費用保険金・入院諸費用保険金の給付
- (2) 死亡保険金・後遺障害保険金の給付
- (3) 傷害(ケガ)による入院・手術・通院保険金の給付
- (4) 第三者損害賠償金の給付
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### 【加入者】

第5条 この制度の加入者は、岡山県手をつなぐ育成会会員の家族で知的障害・発達障害のある人並びに岡山県手をつなぐ育成会会員で知的障害・発達障害のある本人とする。

### 【役 員】

第6条 この制度に役員として、10名以上20名以下運営委員を置く。  
(運営委員長1名、副運営委員長2名、事務局長1名を含む。)

### 【役員構成及び選出】

第7条 運営委員は、次の団体から推薦を得たもので構成する。

- (1) 岡山県手をつなぐ育成会・岡山県手をつなぐ育成会小規模事業所協議会・地域親の会・施設親の会
- (2) 岡山県知的障害者福祉協会
- (3) 岡山県手をつなぐ育成会会長の推薦するもの

2 運営委員長(以下「委員長」という)及び副運営委員長(以下「副委員長」という)は、運

営委員の互選によって選出する。

### 【運営委員会】

第8条 この制度の業務の決定は、運営委員をもって組織する運営委員会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は委員長が専決し、これを運営委員会に報告する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員長は、運営委員の3分の1以上から運営委員会の招集を請求された場合には、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。
- 4 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 6 運営委員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いては、出席運営委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会議の議事については議事録を作成し、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。
- 8 次の各号に掲げる事項を決定しようとするときは、運営委員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。その後、岡山県手をつなぐ育成会理事会並びに総会で承認を受けなければならない。
  - (1) 事業計画及び会計予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び会計決算に関する事項
  - (3) この規約にもとづく規定、要綱の制定及び改廃に関する事項
  - (4) その他、この制度の運営に関する重要な事項

### 【役員の職務】

第9条 委員長は、この制度を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し会長に事故あるときは、運営委員会においてあらかじめ指名された副委員長がその職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し会務を執行する。
- 4 岡山県手をつなぐ育成会監事(以下「監事」という)は、運営委員の会務執行の状況及び会の財産の状況を監査する。また、監事は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

### 【役員の任期】

第10条 役員の任期は、選任された事業年度の6月1日から2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

### 【職員】

第11条 この制度の事務を円滑に処理するため事務局を設置し、事務局員のほか職員若干名を置くことができる。事務局業務は外部の機関に委託することができる。

2 事務局長その他職員の任免は、岡山県手をつなぐ育成会会長が行う。

#### 【給付審査委員会】

第12条 この制度の給付事務を公平・円滑に行うため、給付審査委員会を置く。

給付審査委員会は事務局長を含め7名以内とし、運営委員会において選出する。

2 給付審査委員会は、事務局長の招集により毎月1回開き、給付等の審査を行う。

3 給付審査委員会委員の任期は、選任された事業年度の6月1日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。

4 給付審査委員会委員へは、給付審査の労務に対し、運営委員会で定める一定額の報酬を支払う。

#### 【支 部】

第13条 この制度は、原則として各地域親の会・施設親の会・特別支援学校PTA・小規模事業所ごとに支部を置き、各支部は所定の登録申請書をもって支部登録を行う。

2 前項に示す支部の他に運営委員会の承認を得て支部を設置することができる。

3 支部には支部長を置き、選任後1か月以内に会長に報告するものとする。また変更、交替した場合もこれに準ずる。

#### 【財産の管理】

第14条 この制度の資産は、運営委員会の定める方法により、岡山県手をつなぐ育成会会長が管理する。

#### 【経費の支弁】

第15条 この制度の経費は、保険料又は資産から生ずる収入及びその他の収入をもってあてる。

#### 【予 算】

第16条 この制度の予算は、毎会計年度開始前に委員長が編成し、運営委員会の承認を得なければならない。その後、岡山県手をつなぐ育成会理事会並びに総会で承認を受けなければならない。

#### 【決 算】

第17条 この制度の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に委員長において作成し、監事の監査を受け、運営委員会の承認を得なければならない。その後、岡山県手をつなぐ育成会理事会並びに総会で承認を受けなければならない。

#### 【会計年度】

第18条 この制度の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 【運営規程】

第19条 この規約にもとづく事業の実施について必要な事項は、おかやま福祉互助制度(岡山県知的障害者福祉互助制度)運営規程をもって別に定める。

## 【規約の変更】

第20条 この規約は、運営委員会において運営委員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。その後、岡山県手をつなぐ育成会理事会並びに総会で承認を受けなければならない。

### 附 則

- 1 この規約は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 第10条第1項の規程にかかわらず、この制度の設立当初の役員の任期は平成14年5月31日までとする。

### 附 則

- 1 この規約は、平成18年6月1日から施行する。それまでは、旧規約で運営する。
- 2 第10条第1項の規程にかかわらず、この規約改正前の役員の任期は平成20年3月31日までとする。
- 3 第18条の規程にかかわらず、平成18年度の会計年度は、平成18年6月1日から平成19年3月31日までとする。
- 4 平成24年4月1日 認可特定保険業者に移行したので1部を変更して施行する。
- 5 この規約は、平成26年5月26日に改正し、平成26年6月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成28年5月26日に改正し、平成28年6月1日から施行する。